末　木　枝　条　公　売　公　告
（集材を伴う）
（３１年度留萌南部署【古丹別地区】保全整備（保育間伐）第１号）

令和元年６月１２日

分任契約担当官
留萌南部森林管理署長　岡本　雅人

次により末木枝条の一般競争入札を行いますので、買受希望者は、売買契約書（案）、国有林野事業林産物売買契約約款、北海道森林管理局競争契約入札心得及び現場を熟覧のうえ入札してください。

１．入札物件の種類及び数量等
「末木枝条公売物件総括表」のとおり

２．入札（開札）日時及び入札（開札）場所
（１）入札（開札）日時　令和元年７月５日（金曜日）午前11時00分　開始
締切後即開札
（２）入札（開札）場所　留萌市沖見町２丁目７１番地１
留萌南部森林管理署　会議室

３．入札参加資格
（１）予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号。以下「予決令」という。）第７０条の規定に該当しない者であること。
ただし、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
（２）予決令第７１条の規定に該当しない者であること。
（３）契約担当官等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと及び、北海道森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

４．入札の参加に必要な証明書等の提出
入札に参加しようとする者は次の証明書（写し可）を入札開始前に提出すること。
（１）北海道森林管理局長から林産物の売払いに係る一般競争参加資格について、資格確認通知書の交付を受けた者及び北海道森林管理局以外の森林管理局長から一般競争参加資格の資格確認通知書の交付を受けた者は、資格確認通知書。
（２）上記の者の代理人が入札する場合は、資格確認通知書及び委任状。
（３）法人で入札に参加しようとする者は、「登記事項証明書」又は「登記簿謄本」、及び税務署が交付する納税証明書「その３の３」又は「その３」
（４）個人で入札に参加しようとする者は、本籍地の市町村等が発行する「身分証明書」、及び税務署が交付する納税証明書「その３の２」又は「その３」、並びに法務局・地方法務局が交付する「登記されていないことの証明書」

５．入札

（１）入札注意事項については、北海道森林管理局競争契約入札心得をご覧ください。

（２）入札書は所定の用紙を使用し、入札物件ごとに別葉として総額を記載して下さい。

なお、所定の用紙を使用しない場合は、「北海道森林管理局競争契約入札心得を承知のうえ、入札する」旨明記して下さい。

（３）落札額の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

（４）郵便入札も受け付けます。

ただし、北海道森林管理局長から林産物の売払いに係る一般競争参加資格について、資格確認通知書の交付を受けた者及び北海道森林管理局以外の森林管理局長から一般競争参加資格の資格確認通知書の交付を受けた者とします。

この場合、二重の封筒を使用し、表に必ず「郵便入札」と朱書し、内封筒には売払物件毎の入札書、外封筒には有資格証明書（写し）を同封のうえ、入札前日（前日が土、日、祝日の場合はその前日）の午後５時までに到達するよう書留郵便をもって当森林管理署へ送付してください。

なお、再度の入札を引き続き行う場合には、郵便により参加した者は再度の入札には参加できません。

（５）錯誤等を理由として、自らのした入札を無効とする旨の申出は開札後から落札宣言までの間とし、開札前又は落札宣言後は、いかなる場合も無効の申出をすることが出来ないこととします。

６．入札保証金

ただし、北海道森林管理局長から林産物の売払いに係る一般競争参加資格について、資格確認通知書の交付を受けた者及び北海道森林管理局以外の森林管理局長から一般競争参加資格の資格確認通知書の交付を受けた者については、免除します。

７．契約書の作成

契約書の作成は、落札決定の日から起算して７日以内とします。

８．代金の納入

北海道森林管理局長から林産物の売払いに係る一般競争参加資格について、資格確認通知書の交付を受けた者及び北海道森林管理局以外の森林管理局長から一般競争参加資格の資格確認通知書の交付を受けた者は、契約締結の日から２０日以内に納入告知書により代金を納付してください。

９．契約保証金

免除します。

10. 契約の解除
　買受人が契約条件を履行しないで解除したときは、契約代金(消費税相当額を含む)の１００分の１０に相当する金額を違約金として当森林管理署長が指定する期限までに納付して頂きます。さらに、競争入札参加資格を取消し、または付与しないことがあります。

11. 物件の引渡し
　代金納入の日から１５日以内に引渡しを行います。

12. 物件の搬出期間
　各物件の搬出期間は「末木枝条公売物件総括表」のとおりです。

13. 物件明細書、売買契約書（案）等の閲覧場所
（１）留萌南部森林管理署
　　留萌市沖見町２丁目７１番地１　　電話０１６４－４２－２５１５

14. 特約事項について
　売買契約にあたり「別紙１」の特約事項を付す事としますので、十分認識したうえで入札してください。

15. 法令制限等について
（１）本物件の搬出に係る保安林内の作業行為については、「末木枝条公売物件総括表」のとおりです。
（２）事業実行の際は、保安林指定の有無を問わず、林地保全、河川汚濁防止等には十分配慮願います。

16. 物件の現地案内
　現地案内については行いません。

17. 国有林野事業林産物売買契約約款、北海道森林管理局競争契約入札心得については、北海道森林管理局ホームページ（http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/index.htm）をご覧ください。

18. その他詳細については、留萌南部森林管理署　業務グループ にお問い合わせください。

留萌南部森林管理署
〒 077－0037
留萌市沖見町２丁目７１番地１
Tel. 0164 - 42 - 2515
050-3160-5730(ＩＰ)
Fax. 0164 - 42 - 2517

別紙１

特約事項

１．入林手続き及び搬出済の届出

（１）事業着手前に、「入林承認申請書」を留萌南部森林管理署に提出し、その内容について署長の承認を受けてから作業に着手すること。

（２）事業実施に当たっては、承認された「入林承認証」を車のダッシュボードなど外部から見える位置に置き、作業に従事すること。（事業と同時進行で搬出する場合は必要ありません。）

（３）物件の搬出を終えたときは、遅延なく留萌南部森林管理署に「搬出済届」を提出すること。

２．林地保全、河川汚濁防止等

（１）売払い物件を十分確認し、すべて搬出すること。

（２）河川汚濁防止に十分注意して作業すること。

（３）使用する林業専用道等については、工作物を損傷しないこと。また、事業の終了時に不陸均しを行い、通行に支障の無いよう回復すること。

３．エゾシカ対策関係

事業対象地の全部については、北海道が定めるエゾシカ可猟期間（例年１０月初旬頃から３月末頃まで）において、エゾシカによる被害を防止する対策の一環として、留萌南部森林管理署では土曜日、日曜日と祝日及び年末年始（１２月２９日～１月３日）について、土場、土場の周辺及び土場までの通勤路を除き狩猟者の入林を認め可猟区とすることから、国有林内における作業を休止し、当該国有林に入林しないものとする。

また、関係市町村と調整を図りながら実施する個体数調整捕獲（いわゆる有害鳥獣駆除を含む）もあることから、その実施区域内及び実施期間中は作業を中止し、当該国有林内に入林しないものとすること。

４．その他

（１）数量の不足、隠れた瑕疵があってもその担保の責任は負いません。

（２）生産事業実行中の箇所については、事業請負者と別の者が購入した場合、事業完了後でなければ搬出はできません。

（３）森林官と十分打ち合わせし、その指示に従うこと。

（４）集材を伴う未利用材を集積した後の林外への運搬・輸送については、必ず森林官の許可を得ること。

（５）希少野生生物を発見した場合は、速やかに森林官に連絡しその指示に従うこと。

（６）事業実行に伴って、買受人の過失により森林法等の法規に違反した場合は、国有林として買受人を告発することも有りえることをご承知下さい。

末木枝条公売物件総括表

令和元年７月５日入札　　**留萌南部森林管理署**

物件番号	樹種	区分	面積（ha）	NL計	本数（本）	材積（m³）	物件所在地 林小班	物件所在地 担当区	保安林協議	搬出期間	備考	開札結果 入札枚数	1番札 金額	1番札 入札者	2番札 金額	2番札 入札者	3番札 金額	3番札 入札者
1	トドマツ 他12種	末木枝条	237.69	NL計		862.90	2178か林小班外	古丹別	伐採協議 不要 作業行為 令和元年6月11日～令和6年3月31日	引渡しの日又は事業完了後から1年	・林地内末木枝条 ・集材を要す							
				NL計					伐採協議 作業行為									
				NL計					伐採協議 作業行為									
				NL計					伐採協議 作業行為									
				NL計					伐採協議 作業行為									
				NL計					伐採協議 作業行為									
				NL計					伐採協議 作業行為									
				NL計					伐採協議 作業行為									
				NL計					伐採協議 作業行為									
				NL計					伐採協議 作業行為									
合計				NL計		862.90												

※　本物件は、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものである。

物 件 明 細 書

物件番号	担当区
1　号	古丹別

林班	小班	区域番号	区分	面積	樹種	径級	本数	材積
2178外	か外	1	末木枝条 (集材を伴う)	237.69	ﾄﾄﾞﾏﾂ外	1～100		862.90　m3
合　　計								862.90　m^3

末　木　枝　条　入　札　書

物 件 番 号　第　　号

入札金額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税に相当する額を加算した金額となること及び入札心得を承知のうえ、入札します。

令和　　年　　月　　日

分任契約担当官　　留萌南部森林管理署長　殿

住所氏名印

㊞

参加資格者整理番号			

（注）入札金額の頭部に￥を記入して下さい。

末　木　枝　条　入　札　書

物 件 番 号　第　　号

入札金額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税に相当する額を加算した金額となること及び入札心得を承知のうえ、入札します。

令和　　年　　月　　日

分任契約担当官　　留萌南部森林管理署長　殿

住所氏名印

㊞

参加資格者整理番号			

（注）入札金額の頭部に￥を記入して下さい。

委　　任　　状

使用印鑑
㊞

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

１　入札年月日　　令和　　年　　月　　日

２　件　　名

３　入札に関する一切の件

令和　　年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代表者氏名

登録印
㊞

分任契約担当官
留萌南部森林管理署長
殿

売買契約書（案）

売買物件の所在場所	○○担当区部内			面積（ｈａ）
売買物件の種類及び数量	区　分	樹　　種	本数（本）	材積（m3）
	末木枝条			○○○．○○
	内訳　別紙「物件明細書」のとおり			
売買代金	売買代金	○○○○円		
	うち消費税抜代金	○○○○円		
契約保証金	免除			
売買代金の分収額	官収分	分収額	円	
		うち消費税抜代金	円	
	民収分	分収額	円	
		うち消費税抜代金	円	
官行造林立木竹 分収造林立木竹 分収育林立木竹	分収権者			

売買代金納付の方法	現金納付分	売買金額　○○○○円	納付期限	令和○年○月○日
	延納分	延納金額　円	延納期間	～　日間
		延納利息　円		
		延納担保金額　円以上	担保の種類	
		延納利率　年　%	同提供期限	
		延納金額　円	延納期間	～　日間
		延納利息　円		
		延納担保金額　円以上	担保の種類	
		延納利率　年　%	同提供期限	
売買物件の引渡方法	○○○○	売買物件の引渡期間（期限）	○○○○（概算の場合の最終期限　）	
売買物件の搬出期間（期限）	引渡の日から起算して○○○日間（期限 令和○年○月○日） 又は事業完了後から起算して○○○日間（期限 令和○年○月○日）			
売買（使用）目的の指定		施設設置等の指定		
特約事項	別紙１のとおり			

＊概算売買の場合は、上記の売買物件の種類及び予定、売買代金は概算売払代金である。

＊本物件は、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものである。

売渡人と買受人は、本契約書及び国有林野事業林産物売買契約約款によって売買契約を締結したので、その証として本書２通を作成し、双方記名押印の上、各自１通を保有する。

令和○○年○○月○○日

売 渡 人（甲）　分任契約担当官　　森林管理署長　印
買 受 人（乙）　○○都道府県○○○○
○○○○　○○○○
○○○○　　○○　○○　　印

1号物件　位置図
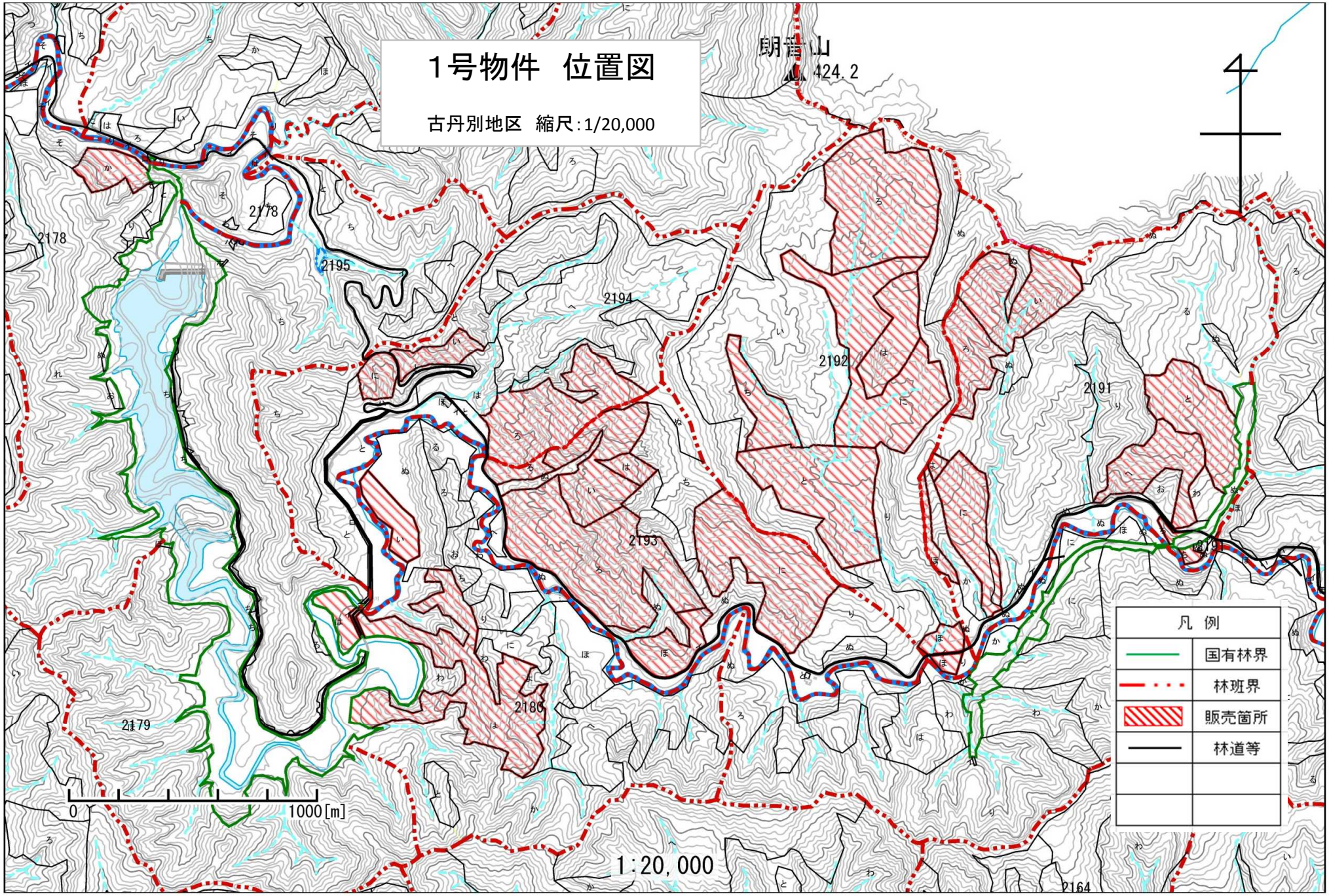
古丹別地区　縮尺:1/20,000